

令和7年度 第1回

市有地売払一般競争入札案内書

大津市所有の未利用財産を売却します

参加申込受付期間

令和7年10月10日（金曜日）から
同 年11月10日（月曜日）まで

入札日

令和7年11月26日（水曜日）

大津市総務部管財課

目次

はじめに.....	- 2 -
1 令和7年度 第1回 市有地売払一般競争入札物件一覧表	- 2 -
2 市有地売払一般競争入札の概要.....	- 3 -
① 入札参加の申込み	- 3 -
② 入札保証金の納付	- 3 -
③ 入札	- 3 -
④ 開札	- 4 -
⑤ 契約の締結	- 4 -
⑥ 売買代金の支払い	- 4 -
⑦ 所有権の移転登記	- 5 -
3 入札申込みから物件の引渡しまで(概略スケジュール)	- 6 -
4 令和7年度 第1回 市有地売払一般競争入札要領	- 7 -
① 入札参加の申込み	- 7 -
② 入札	- 9 -
1 入札方法.....	- 9 -
2 入札保証金の納付.....	- 9 -
3 入札受付.....	- 10 -
4 入札に当たっての注意事項	- 11 -
③ 開札	- 12 -
④ 契約の締結	- 12 -
⑤ 売買代金の支払い	- 13 -
⑥ 所有権の移転登記	- 13 -
⑦ その他の注意事項	- 13 -
別添1 物件調書	
別添2 各種別記様式	

はじめに

大津市では、このたび、次の市有地を一般競争入札により売り払います。この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、この「令和7年度 第1回 市有地売却一般競争入札案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

1 令和7年度 第1回 市有地売却一般競争入札物件一覧表

物件 番号	物件の所在地	地目	面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)	入札実施日 入札開始時刻	入札場所
1	大津市雄琴北二丁目12番6	宅地	166.31	11,500,000	令和7年11月26日 (水) 午前10時00分	大津市役所 別館2階 321会議室
2	大津市仰木の里東一丁目3番16	宅地	165.16	9,370,000	令和7年11月26日 (水) 午前10時45分	
3	大津市大石中四丁目字大谷351番30	宅地	211.56	2,650,000	令和7年11月26日 (水) 午前11時30分	

※土地は非課税財産です。

【お問い合わせ先】

大津市役所 総務部 管財課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電 話 077-528-2715 (直通)

FAX 077-528-2626

メールアドレス otsul204@city.otsu.lg.jp

2 市有地売払一般競争入札の概要

① 入札参加の申込み

申込受付期間※

令和7年10月10日（金）から同年11月10日（月）まで（必着）

入札案内書配布期間※

令和7年10月10日（金）から同年11月25日（火）まで

※大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

提出書類

- ・一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）
- ・誓約書（別記様式第3号）
- ・（代理人の場合）委任状（別記様式第7号）
- ・（法人の場合）役員一覧（別記様式第4号）
- ・（法人の場合）履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書

② 入札保証金の納付

入札保証金

入札金額の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額

納付期間

納付書発行から入札書の提出まで

※下記の手続きで大津市が交付した納付書により金融機関等でお支払いください。

納付書交付の手続き

納付書交付依頼書（別記様式第5号）を提出してください。書面・メールどちらも可能です。依頼書受付後に納付書を郵送にて交付します。

※入札書受付期間内に提出してください。なお、本依頼書受付後に納付書を交付しますので、余裕を持って提出してください。不達の責任は負いません。

※本依頼書に限りメールでの提出も可能としますが、一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）に記載のあるメールアドレスから送信するようにしてください。

③ 入札

入札書受付期間※

令和7年10月10日（金）から同年11月25日（火）まで（必着）

※大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

入札書提出場所

大津市役所総務部管財課（大津市役所別館 2 階）

提出書類

- ・ 入札書（別記様式第 6 号）
- ・ （代理人の場合）委任状（別記様式第 7 号）
- ・ 入札保証金還付依頼書（別記様式第 11 号）

※裏面に入札保証金納付済を証する「領収書（金融機関の領収印があるもの）」のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。）

※今回の入札は、上記入札書受付期間内に上記提出場所に入札書等を提出する方法により行います。

※入札書等の提出は、郵便または持参によるものとします。

※入札に際しては、入札書提出期限までに入札保証金を納付していただく必要があります。

※入札保証金は落札者を除き、還付します。落札者は納付した入札保証金を契約保証金に充当できます。なお、入札保証金には、利息を付しません。

④ 開札

開札日時

令和 7 年 11 月 26 日（水）午前 10 時 から

開札場所

大津市役所別館 2 階 321 会議室

⑤ 契約の締結

契約締結期限

令和 7 年 12 月 9 日（火）まで

契約必要書類

- ・ 実印
- ・ 印鑑証明書（発行から 3 か月以内のもの）
- ・ （個人の場合）住民票（発行から 3 か月以内のもの）
- ・ 収入印紙

⑥ 売買代金の支払い

契約保証金

契約締結と同時に契約保証金（売買代金の 10 % 以上）の納付が必要です。

契約保証金は売買代金に充当できます。

売買代金

売買代金は、契約締結の後、市が発行する納入通知書により指定期日までに全額をお支払いいただきます。

売買代金支払期限

令和7年12月23日（火）まで

⑦ 所有権の移転登記

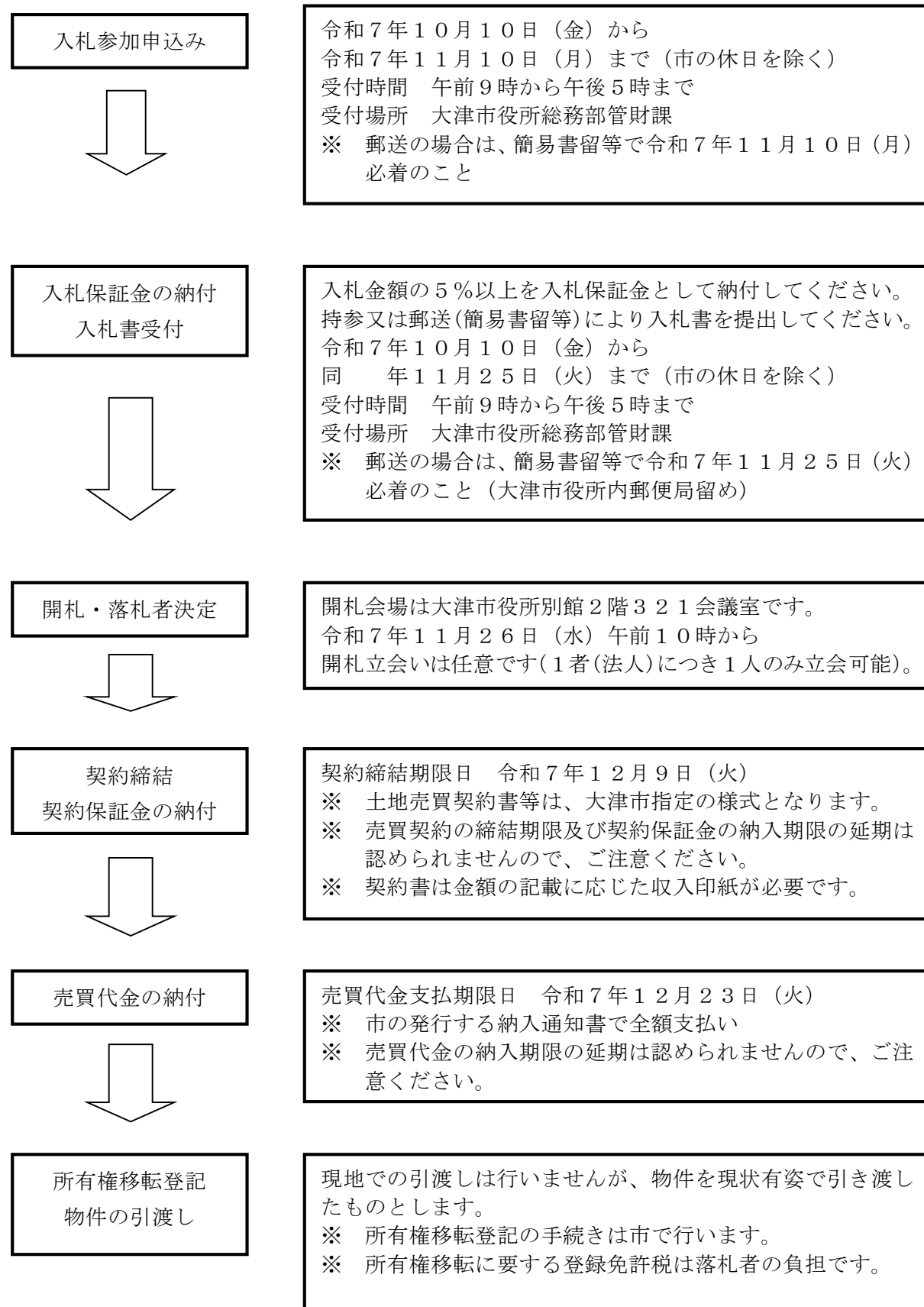
所有権は、売買代金が完納されたときに移転します。

登記の手続は、市が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

※詳細については 4 令和7年度 第1回 市有地売払一般競争入札要領をご覧ください。

3 入札申込みから物件の引渡しまで(概略スケジュール)



4 令和7年度 第1回 市有地売却一般競争入札要領

① 入札参加の申込み

1 申込用紙配布

配布期間 令和7年10月10日（金曜日）から同年11月10日（月曜日）まで
（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

配布場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部管財課

2 申込受付

受付期間 （1）持参による申込みの場合

令和7年10月10日（金曜日）から同年11月10日（月曜日）まで
まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

（2）郵送による申込みの場合

令和7年10月10日（金曜日）から同年11月10日（月曜日）まで
まで（市の休日を除く。）必着

提出場所 （1）持参による申込みの場合

大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部管財課（大津市役所別館2階）

（2）郵送による申込みの場合

〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課宛て

提出書類 一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）

誓約書（別記様式第3号）

（代理人の場合）委任状（別記様式第7号）

（法人の場合）役員一覧（別記様式第4号）

（法人の場合）履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書

申込方法 申込受付期間内に申込受付場所（大津市役所総務部管財課）へ持参していただくか、郵送していただくか、2通りの方法があります。

（1）持参による申込み場合

上記書類の必要事項を漏れなく記入し、署名又は記名押印のうえ、申込受付期間内に申込受付場所に持参し、提出してください。

（2）郵送による申込み場合

上記書類の必要事項を漏れなく記入し、署名又は記名押印のうえ、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送してください。

ただし、申込受付期間を過ぎてから市に到達したもの、必要書類等の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの、どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なものについては、申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

※市では、郵便事情等による不達の責任は負いません。

3 入札参加資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる〔4 申込みのできない方〕に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- (2) 入札に参加するには、事前に申込みが必要です。申込みをされた方が、入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- (3) 2 名以上の共有名義で参加することもできます。

4 申込みのできない方

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方は、申込みできません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 大津市（以下「市」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり市の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者
- (3) 次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 入札に付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で利用しようとする者であると認められるとき。
 - ク アからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者であ

ると認められるとき。

- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

② 入札

1 入札方法

今回の入札は、入札書受付期間に、入札書（別記様式第6号）を入札書提出場所へ郵送または持参により提出する方法により行います。

2 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方は、入札書の提出の時までに入札保証金を納付していただく必要があります。
- (2) 納付書は納付書交付依頼書（別記様式第5号）の提出を確認後に送付しますので入札書提出までに金融機関等にて納付してください。
- (3) 本依頼書に限りメールでの提出も可能としますが、一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）に記載のあるメールアドレスから送信するようにしてください。
- (4) 納付書交付依頼書の提出は、入札書受付期間内であれば可能ですが、本依頼書提出後および入札参加を受付けた方に対して納付書を送付しますので、期間に余裕を持って提出してください。不達の責任は負いません。
- (5) 入札保証金は、入札者が見積もる金額の100分の5以上の額を納付してください。
※1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額
- (6) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後にご指定の金融機関の口座への振込みにより、速やかに還付手続きを行ないますが、還付まで4週間程度の期間を要します。
落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。
なお、入札保証金には利息を付しません。
- (7) 落札者が落札物件の売買契約（以下「契約」という。）を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加者の資格がない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金としていただき、お返しいたしません。

入札保証金の計算例（物件番号1の場合）

最低売却価格：11,500,000円

1,150万円で入札しようとする場合、最低57万5千円以上の額を入札保証金として納付する必要があります。

入札金額：11,500,000円

入札保証金：575,000円（11,500,000円 × 5／100）

3 入札受付

受付期間 (1) 持参による入札の場合

令和7年10月10日（金曜日）から同年11月25日（火曜日）まで
（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 郵送による入札の場合

令和7年10月10日（金曜日）から同年11月25日（火曜日）（市の休日を除く。）必着

提出場所 (1) 持参による入札の場合

大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部管財課（大津市役所別館2階）

(2) 郵送による入札の場合

〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課宛て

提出書類 入札書（別記様式第6号）

（代理人の場合）委任状（別記様式第7号）

入札保証金還付依頼書（別記様式第11号）

（裏面に入札保証金納付済を証する「領収書（金融機関の領収印があるもの）」のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。）

提出方法 入札書等を提出する場合には、任意の封筒に入札書等を入れ、封かんし、表側に「大津市総務部管財課宛」「令和7年度第1回市有地売払入札 物件番号〇に係る入札書在中」と記載した上で、入札参加者名を差出人として記載してください。

入札書については（別記様式第6号）の様式を使用すること。また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。

(1) 持参による入札の場合

提出書類を、入札受付期間内に入札書提出場所に持参し、提出してください。また、一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）の写しと身分証明書の提示をお願いします。

(2) 郵送による入札の場合

提出書類を、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便により、提出期限内に、入札提出場所に到着するように郵送してください。

※市では、郵便事情等による不達の責任は負いません。

4 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書は、所定の様式を用いてください。

(2) 入札書は、入札者の住所、氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入のうえ、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要があります。

(3) 共有名義で参加される場合、入札書に記載する入札者は代表申込者及び共有者全員としてください。また、代表申込者以外の共有者が入札を行う場合、代表申込者の委任状が必要となりますのでご注意ください。

(4) 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(5) 郵送による方法で入札書を提出した場合に限り、入札辞退届を郵送又は持参することにより、入札を辞退することができます。

なお、開札の時まで（郵送により提出する場合にあっては、開札日の前日まで）に提出がない場合は、入札を辞退することができません。

(6) 本市に提出された入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換えをすることはできません。

(7) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- ② 持参により入札書を提出する場合にあっては、入札受付期間内に管財課で所定の受付手続のなされていない入札
- ③ 郵送により入札書を提出する場合にあっては、次のいずれかに該当する入札
 - ・ 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - ・ 入札受付期間の終了後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ・ 大津市役所内郵便局において管財課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 入札保証金を納付していない入札
- ⑥ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- ⑦ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ⑧ 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ⑨ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、物件番号、その他主要部分が識別し難い入札
- ⑩ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ⑪ 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- ⑫ 事前に公表した予定価格（最低売却価格）を下回る価格の入札
- ⑬ 入札者又は代理人が1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- ⑭ 入札に関し、不正の利益を得るために談合その他の不正な行為をした者の入札
- ⑮ 大津市有財産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領に違反した入札

③ 開札

1 開札日

令和7年11月26日（水曜日）午前10時00分から

開札の立会いについて、本入札に参加した者は1者（法人）につき1名、当該開札に立会うことができます。ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない大津市職員の立会いのもとで行います。

立会いを希望される場合は、事前にご連絡いただくとともに、当日は一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第2号）の写しと身分証明書をご持参ください。

2 開札会場

大津市御陵町3番1号 大津市役所 別館2階 321会議室

3 落札者の決定

落札者は次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、事前に公表している予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに入札書に記載されたくじ番号によるくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- (3) 開札の結果は、入札参加者全員に文書で通知します。

4 再度の入札

今回の入札は、予定価格（最低売却価格）を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、原則、再度の入札は行いません。

④ 契約の締結

- 1 市と落札者との売買契約は、令和7年12月9日（火曜日）までに契約書（案）により締結しなければなりません。
- 2 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 3 契約締結期限の令和7年12月9日（火曜日）までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は違約金として市に帰属することになりますので、十分ご注意ください。
- 4 売買契約書（市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に必要な費用は購入者（落札者）の負担となりますのでご承知おきください。
- 5 契約を締結する際には、個人の場合は印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）と住民票（発行から3ヶ月以内のもの）を、法人の場合は印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）が必要になります。
- 6 入札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあるときには、契約を締結しない場合があります。

⑤ 売買代金の支払い

- 1 落札者は、売買契約締結と同時に契約保証金（売買代金の100分の10以上に相当する額）を納付していただきます。

なお、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。

- 2 落札者は、契約締結後、市が発行する納入通知書により令和7年12月23日（火曜日）までに、売買代金を全額納付していただきます。売買代金の分割納付はできません。

なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。

- 3 契約締結後、令和7年12月23日（火曜日）までに売買代金が支払われなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は違約金として市に帰属することになりますので、十分ご注意ください。

⑥ 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転するものとし、売買物件については現状有姿で引き渡します。
- 2 所有権移転登記の手続きは市で行います。
- 3 所有権移転登記は契約者（落札者）名義（共有者全員の名義で契約した場合は、共有名義）で行います。
- 4 所有権移転登記に必要な登録免許税については、落札者の負担になりますので、必要となる金額の収入印紙を持参してください。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

⑦ その他の注意事項

- 1 落札者は契約締結後、引渡しを受けた売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）のあることを発見した場合においても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合において、当該落札者が契約不適合を発見し、引渡しの日（所有権が移転した日）から2年以内にその旨を市に通知したときにあっては、この限りでない。
- 2 契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は、落札者の負担となります。
- 3 建物を建築するにあたっては、建築基準法及び県、市の条例等により、規制や指導などを受ける場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 4 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 5 落札物件の活用にあたっては法令等の規制を遵守しなければなりません。
- 6 入札の結果については、物件の所在地、地目、地積、契約金額、契約相手方を公表することがあります。

物 件 調 書

物件番号		1	所在地	大津市雄琴北二丁目 1 2 番 6	
面積		実測 1 6 6 . 3 1 m ²		地目	宅地
		公簿 1 6 6 . 3 1 m ²		形状	北側が欠けた不整形地
入札予定価格（最低売却価格）			金 1 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円		
接面道路の状況		南東側：約 7.1m が幅員約 6.0m の舗装市道(北 3546 号線)に 約 0.5m 高く接面			
法令等による制限		都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		建蔽率	5 0 %		
		容積率	8 0 %		
		その他	第 1 種高度地区、日影規制（一）、宅地造成等工事 規制区域、地すべり防止区域、壁面後退距離 1.0m		
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無		
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名	
				電 話 番 号	
	電 気	関 西 電 力 (株)	引込可	関西電力送配電(株)コンタクトセンター	
				0 8 0 0 - 7 7 7 - 3 0 8 1	
	ガ ス	市 営 ガ ス	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
	上 水 道	市 営 水 道	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
	下 水 道	公 共 下 水	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
現 地 ま で の 交 通 機 関		鉄 道 等	J R 湖西線「おごと温泉」駅から約 550m		
		最寄り公共施設	大津市仰木の里市民センターから約 1.1km		
			大津市立仰木の里小学校から約 1.2km 大津仰木の里郵便局から約 1.2km		
備 考					
1 現状有姿での引き渡しとなります。なお、物件調書等と現況が相違する場合には、 現況を優先します。					
2 都市計画や建物の建築等に際しては、所管する窓口でご確認下さい。					
3 本物件土地の宅地造成工事、水道・ガス・下水道の引込工事等はありません。					

- 4 本物件土地の地盤調査、地下埋設物調査等はありません。
- 5 本物件土地の土壌調査として、古地図及び公的資料による調査を実施しています。

昭和53年撮影の国土地理院空中写真によると本物件土地含む地域一帯は山林及び農地であり、土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時用届出区域に指定されていないことや水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設もないことから、土壌汚染の可能性は小さいと推定されます。

- 6 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。
- 7 接面する幅員約6.0mの舗装市道(北3546号線)沿いの北側で欠けた部分は、間口約3m、奥行約2mのごみ集積所として利用されています。
- 8 申し込みにあつては、自らの責任において事前に現地及び関係法令等を調査・確認してください。

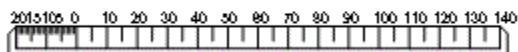
※この物件調書は、入札に付する物件を確認される上での参考資料です。

位置図

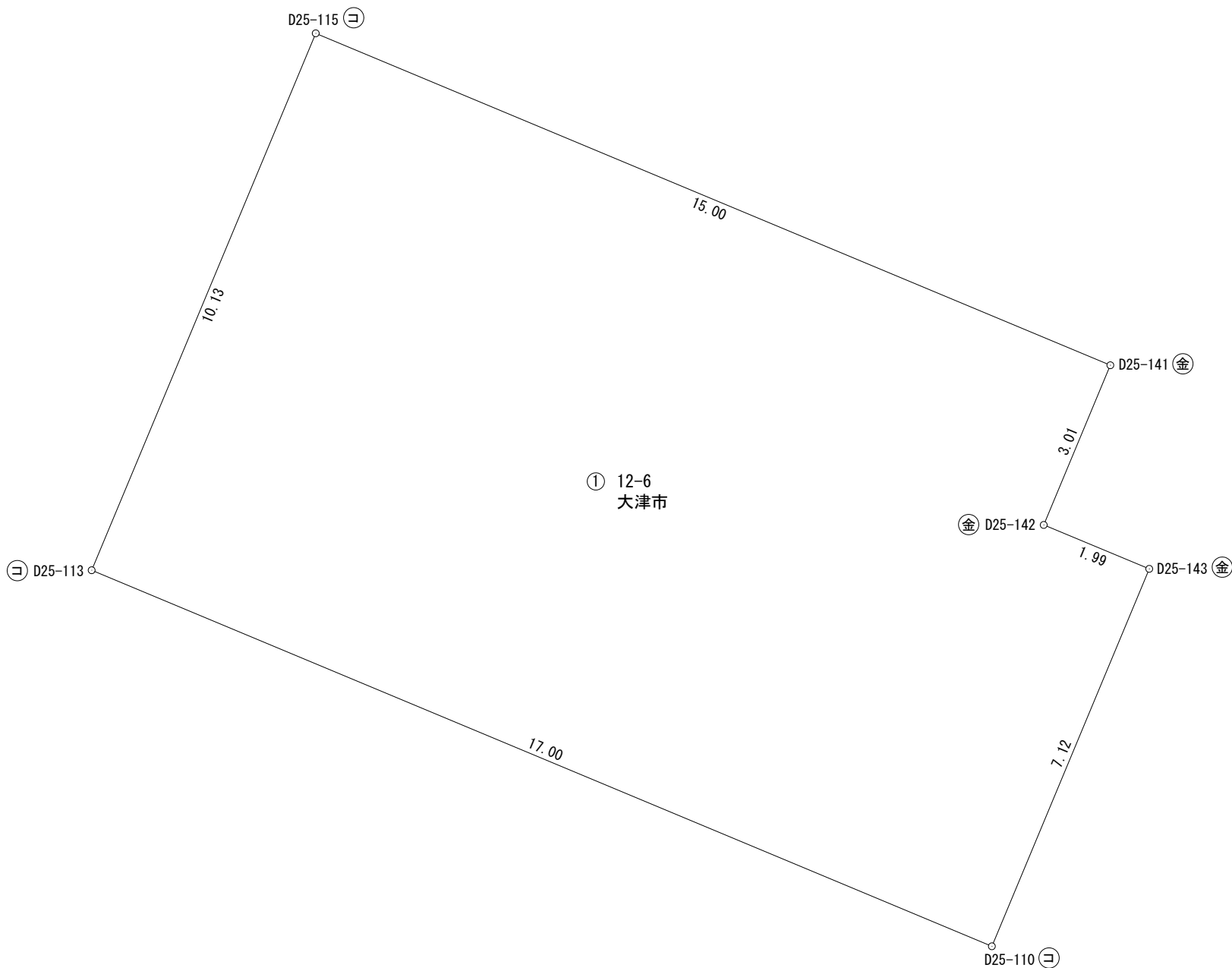


掲載情報は、内容を保証するものではありません。
 権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど
 重要な情報は、必ず担当課にご確認ください。

縮尺 1 : 2500



用地実測図
S = 1 : 100



求積表

地番	① 12-6				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n × (Y _{n+1} - Y _{n-1})	
D25-115	-100055.117	-9353.926	17.754	-1776378.547218	
D25-141	-100060.899	-9340.077	12.688	-1269572.686512	
D25-142	-100063.681	-9341.238	0.678	-67843.175718	
D25-143	-100064.446	-9339.399	-0.904	90458.259184	
D25-110	-100071.021	-9342.142	-18.432	1844509.059072	
D25-113	-100064.470	-9357.831	-11.784	1179159.714480	
合計				332.623288	
合計面積				166.3116440	
地積				166.31 m ²	

地番	面積
① 12-6	166.3116440 m ²

筆界点	境界標の種類
金	金属プレート
キ	刻ミ
N	金属鋳
フ	プラスチック杭
コ	コンクリート杭
ペ	ペンキ

土地の所在	大津市雄琴北二丁目
図面名	用地実測図
縮尺	1 : 100
作成者	大津市本堅田六丁目26番37-101号 土地家屋調査士 佐々木大輔 TEL 077-573-3150 FAX 077-573-3140
作成年月日	令和 7年 7月 6日
備考	



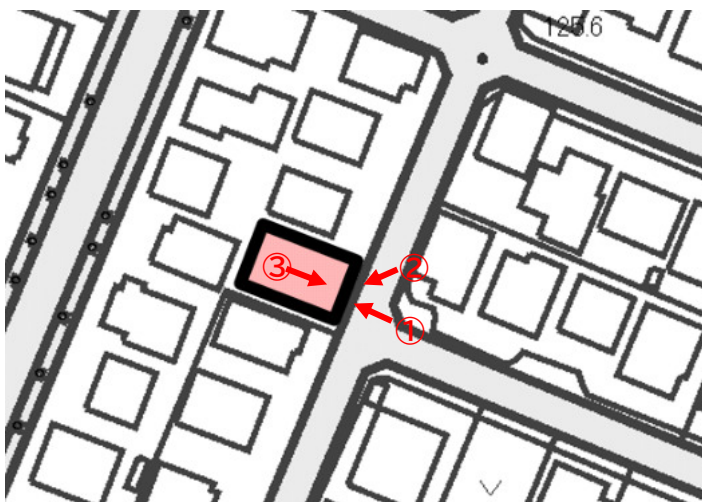
No.1



No.2



No.3



No.4

用地実測図作成業務

所 在：大津市雄琴北二丁目

地 番：1 2 番 6

〒520-0242 滋賀県大津市本堅田六丁目 2 6 番 3 7 - 1 0 1 号

佐々木大輔土地家屋調査士事務所

T E L 077-573-3150

F A X 077-573-3140

境界点確認

D 2 5 - 1 1 0 (近景) コンクリート杭



D 2 5 - 1 1 0 (遠景) コンクリート杭



D 2 5 - 1 1 3 (近景) コンクリート杭



D 2 5 - 1 1 3 (遠景) コンクリート杭



D 2 5 - 1 1 5 (近景) コンクリート杭



D 2 5 - 1 1 5 (遠景) コンクリート杭



境界点確認

D 2 5 - 1 4 1 (近景) 金属プレート



D 2 5 - 1 4 1 (遠景) 金属プレート



D 2 5 - 1 4 2 (近景) 金属プレート



D 2 5 - 1 4 2 (遠景) 金属プレート



D 2 5 - 1 4 3 (近景) 金属プレート



D 2 5 - 1 4 3 (遠景) 金属プレート



物 件 調 書

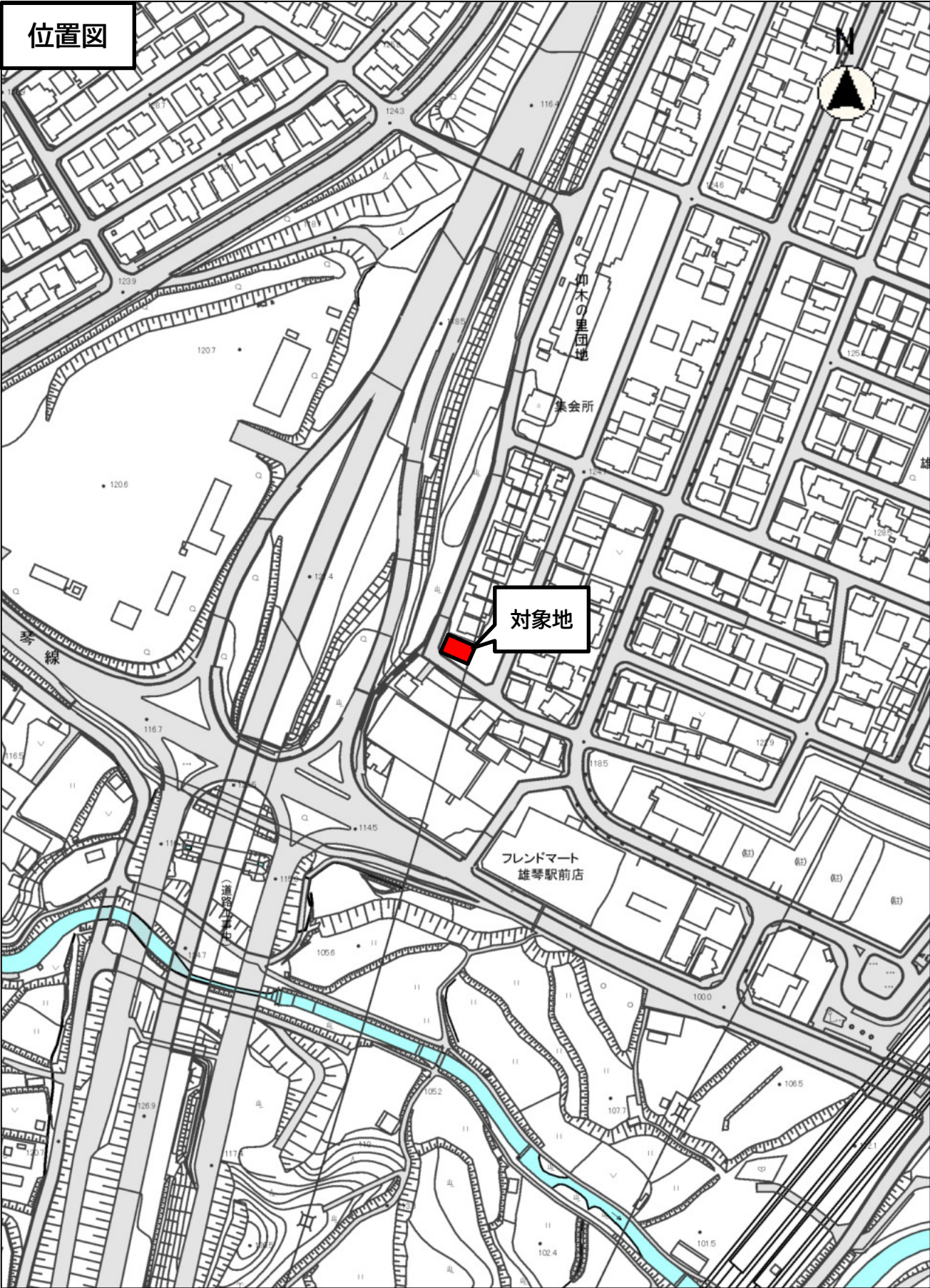
物件番号	2	所在地	大津市仰木の里東一丁目3番16		
面積	実測	165.16㎡	地目	宅地	
	公簿	165.16㎡	形状	北側と南側が欠けた不整形地	
入札予定価格（最低売却価格）			金9,370,000円		
接面道路の状況	北西側：約8.7mが幅員約6.0mの舗装市道（北3546号線）にほぼ等高で接面 南西側：約2.6mが幅員約6.0mの舗装市道（北3582号線）にほぼ等高で接面				
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第1種住居地域			
	建蔽率	60%			
	容積率	200%			
	その他	第3種高度地区、日影規制（二） 宅地造成等工事規制区域			
私道等の負担に関する事項	負担の有無	無			
供給処 理施設 状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電話番号	
	電 気	関西電力(株)	引込可	関西電力送配電(株)コンタクトセンター	
				0800-777-3081	
	ガ ス	市 営 ガ ス	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				077-528-2605	
	上 水 道	市 営 水 道	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				077-528-2605	
	下 水 道	公 共 下 水	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				077-528-2605	
現 地 ま で の 交 通 機 関	鉄 道 等	J R湖西線「おごと温泉」駅から約300m			
	最寄り公共施設	大津市仰木の里市民センターから約1.3km 大津市立仰木の里小学校から約1.5km 大津仰木の里郵便局から約1.4km			
備 考 1 現状有姿での引き渡しとなります。なお、物件調書等と現況が相違する場合には、現況を優先します。					

- 2 都市計画や建物の建築等に際しては、所管する窓口でご確認下さい。
- 3 本物件土地の宅地造成工事、水道・ガス・下水道の引込工事等はありません。
- 4 本物件土地の地盤調査、地下埋設物調査等はありません。
- 5 本物件土地の土壌調査として、古地図及び公的資料による調査を実施しています。

昭和53年撮影の国土地理院空中写真によると、本物件土地周辺は山裾に所在する農地であり、土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時届出区域に指定されていないことや水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設もないことから、土壌汚染の可能性は小さいと推定されます。

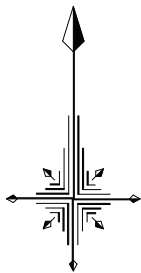
- 6 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。
- 7 北側の欠けた部分は電柱用地(約 0.6m×約 0.6m)、南側の欠けた部分のごみ集積所(間口約 3.6m×奥行約 1.5m)及び防火水槽(間口約 7.9m×奥行約 4.2m)としてそれぞれ利用されています。
- 8 本物件土地の東部分上空を高圧線(高島線:154,000V)が南北に通過し、99.48 m²に地役権が設定(地役権者の立入及び通行の認容、電線路の最下垂時における電線の高さから 4.80mを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造禁止及び電線路に支障となる立竹木の生育等の禁止など)されています。
- 9 本物件土地北側の電柱からの支線が対象不動産の北東側境界沿いに設置されています。
- 10 本物件土地は北西側市道を隔て湖西道路に近接しています。
- 11 申し込みにあつては、自らの責任において事前に現地及び関係法令等を調査・確認してください。

※この物件調書は、入札に付する物件を確認される上での参考資料です。



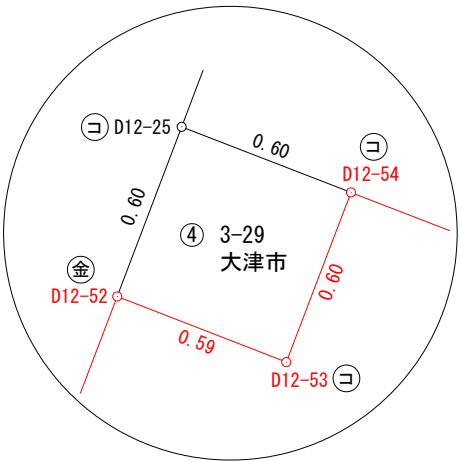
掲載情報は、内容を保証するものではありません。
権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど
重要な情報は、必ず担当課にご確認ください。

用地実測図
S = 1 : 100



拡大図 A

拡大図 A S = 1 : 25



3-17
今面 央

3-18
小鍵 正樹

3-13
小鍵 正樹

144
大津市

143
大津市

① 3-16
大津市

③ 3-15
大津市

② 3-14
大津市

求積表

地番	① 3-16			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
D12-52	-100319.575	-9565.834	3.648	-365965.809600
D12-53	-100319.792	-9565.275	0.773	-77547.199216
D12-54	-100319.231	-9565.061	14.114	-1415905.626334
D12-122	-100324.611	-9551.161	10.086	-1011874.026546
D12-123	-100334.653	-9554.975	-9.382	941339.714446
D12-117	-100330.791	-9560.543	-7.059	708235.053669
D12-118	-100332.855	-9562.034	-4.423	443772.217665
D12-119	-100330.806	-9564.966	-3.819	383163.348114
D12-120	-100332.069	-9565.853	-3.063	307317.127347
D12-1	-100330.558	-9568.029	-3.070	308014.813060
D12-2	-100327.688	-9568.923	2.195	-220219.275160
合 計				330.337445
合 計 面 積				165.1687225
地 積				165.16 m ²

地番	② 3-14			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
D12-117	-100330.791	-9560.543	7.957	-798332.103987
D12-123	-100334.653	-9554.975	4.074	-408763.376322
D12-124	-100338.586	-9556.469	-7.957	798394.128802
D12-121	-100334.098	-9562.932	-4.074	408761.115252
合 計				59.763745
合 計 面 積				29.8818725
地 積				29.88 m ²

地番	③ 3-15			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
D12-119	-100330.806	-9564.966	3.819	-383163.348114
D12-118	-100332.855	-9562.034	2.034	-204077.027070
D12-121	-100334.098	-9562.932	-3.819	383175.920262
D12-120	-100332.069	-9565.853	-2.034	204075.428346
合 計				10.973424
合 計 面 積				5.4867120
地 積				5.48 m ²

地番	④ 3-29			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
D12-25	-100319.014	-9565.621	0.773	-77546.597822
D12-54	-100319.231	-9565.061	0.346	-34710.453926
D12-53	-100319.792	-9565.275	-0.773	77547.199216
D12-52	-100319.575	-9565.834	-0.346	34710.572950
合 計				0.720418
合 計 面 積				0.3602090
地 積				0.36 m ²

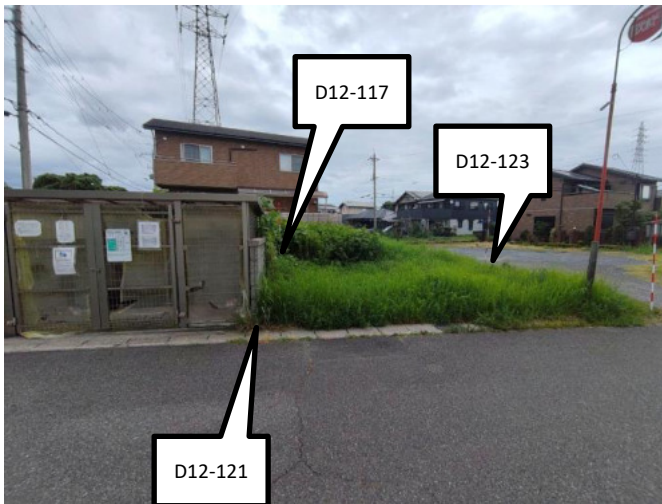
地 番	面 積
① 3-16	165.1687225 m ²
② 3-14	29.8818725 m ²
③ 3-15	5.4867120 m ²
④ 3-29	0.3602090 m ²

筆界点	境界標の種類
①	金属プレート
②	刻ミ
③	金属鉚
④	プラスチック杭
⑤	コンクリート杭
⑥	ペンキ

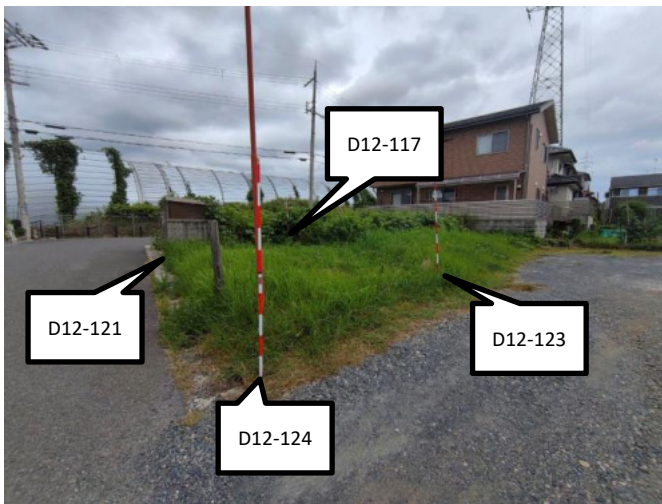
土地の所在	大津市仰木の里東一丁目
図 面 名	用地実測図
縮 尺	1 : 100
作成者	大津市本堅田六丁目26番37-101号 土地家屋調査士 佐々木大輔 TEL 077-573-3150 FAX 077-573-3140
作成年月日	令和 5年 3月19日
備 考	



No.1



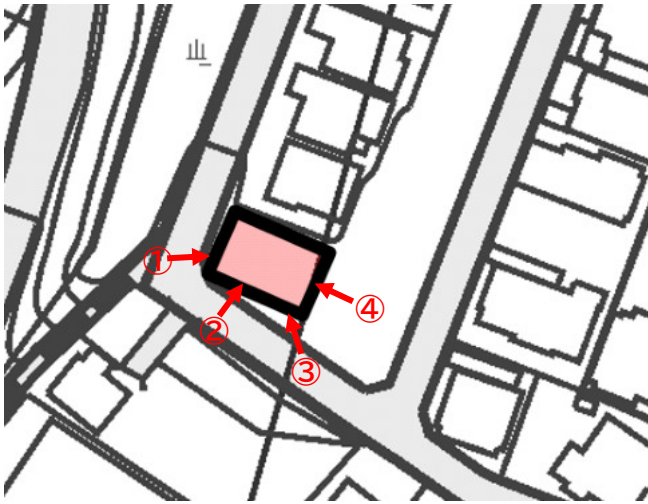
No.2



No.3



No.4



No.5

No.6

No.7

No.8

余白

余白

余白

境 界 標 設 置 作 業

所 在 : 大津市仰木の里東一丁目

地 番 : 3 番 1 6

〒520-0242 滋賀県大津市本堅田六丁目 2 6 番 3 7 - 1 0 1 号

佐々木大輔土地家屋調査士事務所

T E L 077-573-3150

F A X 077-573-3140

境界点確認

D12-52 (近景) 金属プレート



D12-52 (遠景) 金属プレート



D12-53 (近景) コンクリート杭



D12-53 (遠景) コンクリート杭



D12-54 (近景) コンクリート杭



D12-54 (遠景) コンクリート杭



境界点確認

D12-122 (近景) コンクリート杭



D12-122 (遠景) コンクリート杭



D12-123 (近景) コンクリート杭



新設

D12-123 (遠景) コンクリート杭



新設

D12-117 (近景) コンクリート杭



新設

D12-117 (遠景) コンクリート杭



新設

境界点確認

D12-118 (近景) コンクリート杭



D12-118 (遠景) コンクリート杭



D12-119 (近景) コンクリート杭



D12-119 (遠景) コンクリート杭



D12-120 (近景) 金属プレート



D12-120 (遠景) 金属プレート



境界点確認

D12-1 (近景) 金属プレート



D12-1 (遠景) 金属プレート



D12-2 (近景) 金属プレート



D12-2 (遠景) 金属プレート



物 件 調 書

物件番号	3	所在地	大津市大石中四丁目字大谷 3 5 1 番 3 0		
面積	実測 2 1 1 . 5 6 m ²		地目	宅地	
	公簿 2 1 1 . 5 6 m ²		形状	台形地	
入札予定価格（最低売却価格）			金 2 , 6 5 0 , 0 0 0 円		
接面道路の状況	北東側：約 19.5mが幅員約 6.0mの舗装市道（南 4195 号線）にほぼ等高に接面				
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域			
	建蔽率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	その他	第 2 種高度地区、日影規制（二）、宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域			
私道等の負担に関する事項	負担の有無	無			
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名	
				電 話 番 号	
	電 気	関 西 電 力 (株)	引込可	関西電力送配電(株)コンタクトセンター	
				0 8 0 0 - 7 7 7 - 3 0 8 1	
	ガ ス	市 営 ガ ス	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
	上 水 道	市 営 水 道	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
	下 水 道	公 共 下 水	引込可	大津市企業局お客様設備課	
				0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 0 5	
現 地 ま で の 交 通 機 関	鉄 道 等	J R 東海道本線「石山」駅から約 10 k m 京阪バス「大石小学校」停留所から約 0.6km			
	最寄り公共施設	大津市大石センターから約 0.7km 大津市立大石小学校から約 0.8km 大津大石郵便局から約 0.6km			
備 考 1 現状有姿での引き渡しとなります。なお、物件調書等と現況が相違する場合には、現況を優先します。 2 都市計画や建物の建築等に際しては、所管する窓口でご確認下さい。					

- 3 本物件土地の宅地造成工事、水道・ガス・下水道の引込工事等はありません。
- 4 本物件土地の地盤調査、地下埋設物調査等はありません。
- 5 本物件土地の土壌調査として、古地図及び公的資料による調査を実施しています。

昭和60年撮影の国土地理院空中写真によると本物件土地含む地域一帯は山林であり、土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時届出区域に指定されていないことや水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設もないことから、土壌汚染の可能性は小さいと推定されます。

- 6 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。
- 7 本物件土地のうち面積比約70%が土砂災害警戒区域（急傾斜の崩壊）に指定されています。
- 8 本物件土地の西側隣地は高さ約5mのコンクリート擁壁を含む高さ約15m、幅約21m～約25mの下り傾斜の法地となっております。
- 9 8記載の法地はコンクリート擁壁を除くと傾斜角西向き約22度～約26度（概測）、コンクリート擁壁を含むと傾斜角西向き約31度～約36度（概測）となります。

がけ（高低差2mかつ角度30度を超える斜面上の部分）に近接する建築物については大津市建築基準条例第2条で規定が設けられていますが、同条第1項（2）に該当するかは現状不詳ですので専門家による判定が必要となります。

- 10 法地下のコンクリート擁壁は外観上、クラック等は見受けられません。
- 11 本物件土地は物件調書添付の地積測量図が法務局に備え付けられていますが、筆界を確認した文書はございません。
- 12 申し込みにあつては、自らの責任において事前に現地及び関係法令等を調査・確認してください。

※この物件調書は、入札に付する物件を確認される上での参考資料です。

位置図

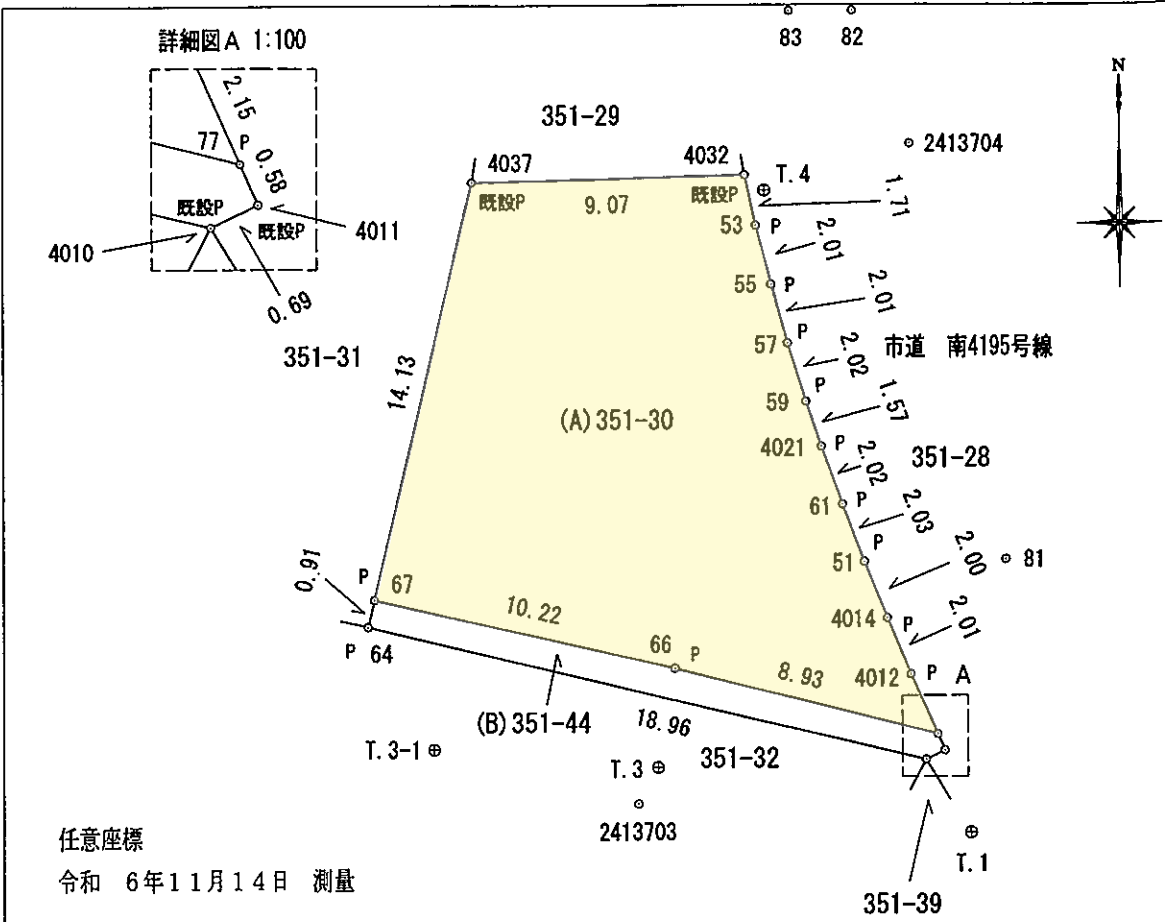


掲載情報は、内容を保証するものではありません。
権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど
重要な情報は、必ず担当課にご確認ください。

縮尺 1 : 2500



ヲ 3-279
カ 3-263
ヨ 3-104
タ 3-105
レ 3-106
ッ 3-267
ッ 351-15
ネ 351-22
チ 351-27
ラ 351-40
ム 351-6
カ 3-266
ノ 3-265
オ 351-37
タ 351-39
ヤ 351-44
マ 351-32
フ 351-29



任意座標
令和 6 年 11 月 14 日 測量

参照点 (公嘴金属板)

座 標 リ ス ト		
点 名	X	Y
2413703	2000.991	1989.011
2413704	2022.731	1998.074

参照点 (マンホール中心)

座 標 リ ス ト		
点 名	X	Y
81	2008.961	2001.193
82	2027.150	1996.175
83	2027.146	1994.095

筆 界	境界線の種類
P	プレート
ブラ	プラスチック杭
K	金属板
刻	刻み
C	コンクリート杭

引 照 点		
筆 界 点	引 照 点	距 離
	2413703	23.55
	2413704	
77	2413703	10.14
	2413704	19.51
67	2413703	11.01
	2413704	23.27

多角点

座 標 リ ス ト		
点 名	X	Y
T.1	2000.000	2000.000
T.2	1976.585	2015.215
T.3	2002.184	1989.677
T.4	2021.178	1993.276
T.3-1	2002.795	1982.250

地 番	(A)351-30 (B)351-44	地 積 測 量 図
土地の所在	大津市大石中四丁目字大谷	

座 標 求 積 表

(A)351-30					
点 名	標 識	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
77 ()		2003.231	1998.910	-0.241	-481.737310
4012 ()		2005.197	1998.033	3.822	7636.482126
4014 ()		2007.053	1997.249	3.713	7415.785537
51 ()		2008.910	1996.504	3.753	7492.879512
61 ()		2010.806	1995.777	3.800	7583.952600
4021 ()		2012.710	1995.100	3.391	6765.384100
59 ()		2014.197	1994.595	3.421	6823.509495
57 ()		2016.131	1994.008	3.876	7728.775008
55 ()		2018.073	1993.487	3.894	7762.638378
53 ()		2020.025	1993.003	3.623	7220.649869
4032 ()		2021.696	1992.636	1.443	2875.373748
4037 ()		2021.468	1983.564	-13.978	-27726.257592
67 ()		2007.718	1980.289	-16.030	-31744.032670
66 ()		2005.438	1990.254	-4.487	-8930.269698
倍 面 積					423.1331030 m ²
面 積					211.5665515 m ²
地 積					211.56 m ²

座 標 求 積 表

(B)351-44					
点 名	標 識	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
66 ()		2005.438	1990.254	4.487	8930.269698
67 ()		2007.718	1980.289	1.390	2752.601710
64 ()		2006.828	1980.077	-5.323	-10539.949871
4010 ()		2002.395	1998.521	-4.134	-8261.885814
4011 ()		2002.694	1999.150	0.836	1671.289400
77 ()		2003.231	1998.910	2.744	5485.009040
倍 面 積					37.3341630 m ²
面 積					18.6670815 m ²
地 積					18.66 m ²

合 計 230.2336330

⊕ T.2

作 成 者

(公社) 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員
土地家屋調査士 川 又 英

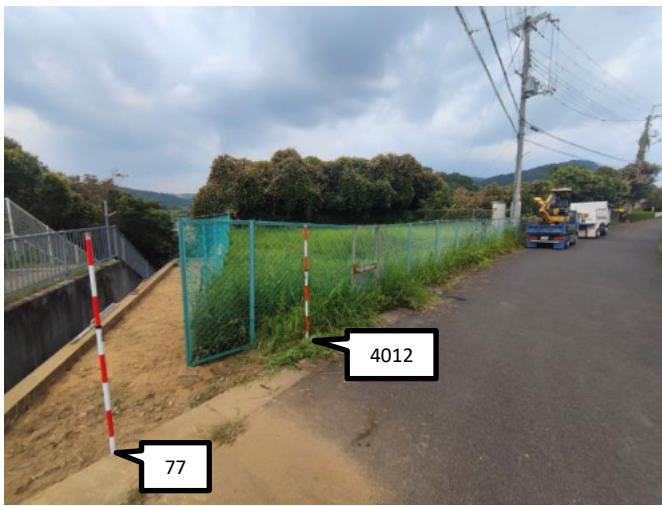
6 年 11 月 29 日作成)

申 請 人

大津市長 佐藤 健司

縮尺

1 / 250



No.1



No.2



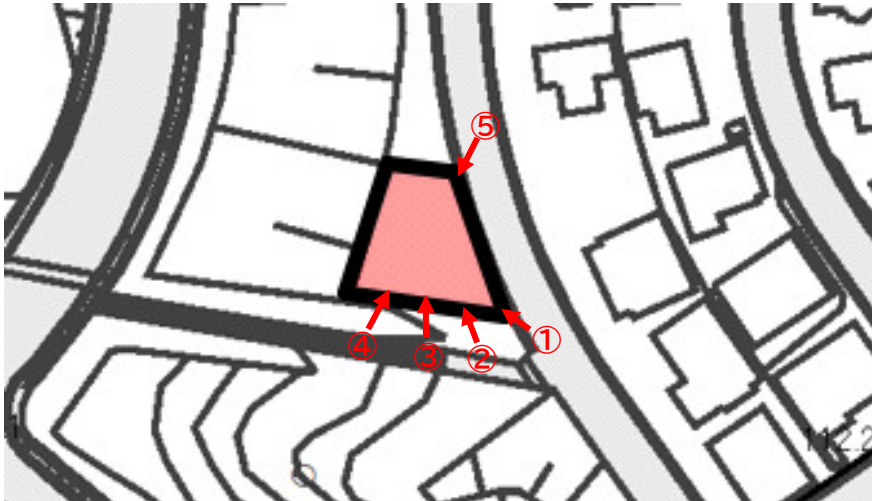
No.3



No.4



No.5



No.6

No.7

余白

No.8

余白

(予定価格を公表する場合)

別記様式第1号

年 度 第 回 市 有 地 売 払 一 般 競 争 入 札 物 件

物件 番号	物 件 の 所 在 地	地 目	面積 (㎡)	予定価格 (円) (最低売却価格)	入 札 日 時 等		
					入札実施日	入札開始時刻	入札場所
1	大津市				年 月 日	時 分	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

入札実施案内書配布 年 月 日 () から 年 月 日 ()
入札参加申込受付 年 月 日 () から 年 月 日 ()

(予定価格を公表しない場合)

別記様式第1号

年 度 第 回 市 有 地 売 払 一 般 競 争 入 札 物 件

物件 番号	物 件 の 所 在 地	地 目	面積 (㎡)	入 札 日 時 等		
				入札実施日	入札開始時刻	入札場所
1	大津市			年 月 日	時 分	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

入札実施案内書配布 年 月 日 () から 年 月 日 ()

入札参加申込受付 年 月 日 () から 年 月 日 ()

注) 今回の入札にあつては予定価格を公表しない。

(あて先)
大津市長

年度第 回市有地売却一般競争入札に参加したいので、入札要領等を承知の上申し込みます。

1 申込者

住所又は 所在	〒 — — Tel — —
氏名又は 法人名・ 代表者名	フリガナ
	(担当者名)
メールアドレス	

住 所	
共有者	フリガナ

2 申込み物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	面積 (㎡)

受 付 印

- ※ 希望する物件を記載し、申込書と誓約書とを同時に提出願います。
- ※ 個人で申し込まれる場合は自署により、法人名で申し込まれる場合は担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先電話番号を記入することにより押印を省略することが出来ます。
- ※ 共有名義で申し込まれる場合、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入してください。

誓 約 書

私は、大津市が実施する市有地売払一般競争入札の参加に当たり、次の事項を確約します。

- 1 大津市有財産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領第4に記載する事項に該当しません。
- 2 入札に際し、大津市有財産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領、物件調書、売買契約書（案）、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加します。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

年 月 日

（あて先）
大津市長

住 所
（所在地）

氏 名
（法人名）
（代表者名）

【共有の場合】 共有者の住所
（所在地）

共有者の氏名
（法人名）
（代表者名）

別記様式第4号

役 員 一 覧

番号	法人、商号、名称等	所在地 (法人登記住所地)	役職名	氏名	氏名(フリガナ)	生年月日				性別	備考
						元号	年	月	日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

※本様式には、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書または、現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就任されている方）および役員以外の方で支店または営業所を代表する方全てについて記載してください。

※収集した個人情報については、市有地等売払い業務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、入札参加資格の確認を行うため、警察当局へ照会します。

<裏面に記載例があります>

＜記載例＞

役員一覽

[illegible]

納 付 書 交 付 依 頼 書

年 月 日

(あ て 先)
大 津 市 長

年度第 回市有地売却一般競争入札参加のため、納付書交付を依頼します。

1 申込者

住所又は 所在	〒 — Tel — —
氏名又は 法人名・ 代表者名	フリガナ
	(担当者名)
住 所	
共有者	フリガナ
住 所	
共有者	フリガナ

2 申込み物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

3 入札保証金額

	円
--	---

※入札書受付期間内に提出してください。なお、本依頼書提出後に納付書を送付しますので、余裕を持って提出してください。不達の責任は負いません。

※本依頼書に限り、書面・メールどちらでの提出も可能ですが、メールにて提出の場合は一般競争入札参加申込書兼参加証（別記様式第 2 号）に記載のあるメールアドレスから送信されたものに限り受付します。

※個人で申し込まれる場合は自署により、法人名で申し込まれる場合は担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先電話番号を記入することにより押印を省略することが出来ます。

※共有名義で申し込まれる場合、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入してください。

くじ番号		

別記様式第 6 号

入 札 書 年 月 日 (あ て 先) 大 津 市 長 入札者 代理人 住所 (所在地) 氏 名 (法人名) (代表者名) 住所 氏 名 印 印 大津市有財産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領、売買契約書（案）及び大津市契約規則を承知して次のとおり入札します。										
入札金額			億				万			円
物件番号										
所 在 地										
入札保証金額										
備考 1 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3,・・・1）の字体を使用し、最初の数字の前に「㋞」を記入してください。 2 入札者（申込者）の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。 3 個人の場合は認印でも可。法人の場合は、印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。 4 入札書のくじ番号欄に 3 桁以内の任意の値（0 0 0～9 9 9）を記入すること。										

委 任 状

私は、大津市が行う市有地売払一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり、
代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

市有地（物件番号 ）売払いの一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人（受任者）

住 所

氏 名

年 月 日

代理人使用印

入札申込者（委任者）

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名）

（代表者名）

印

（印鑑証明印）

（注）

- 1 委任状は、入札しようとする物件ごとに必要です。
- 2 入札申込者の印鑑（登録）証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの、申込物件ごとに必要）を添付してください。
- 3 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

別記様式第8号

入 札 辞 退 届

年 月 日

(宛 先)
大津市長

入札者 住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先
住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先
代理人 住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先

私は、 年 月 日に開札される下記物件の入札について辞退します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件の所在地
- 3 辞退理由 (任意)

別記様式第9号

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

落札通知書

年 月 日に開札した 年度第 回市有地売払一般競争入札について、貴殿（社）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件の所在地
- 3 落札金額
- 4 契約予定年月日

別記様式第10号

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

入札結果通知書

年 月 日に開札した 年度第 回市有地売払一般競争入札について、次のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件の所在地
- 3 落札者
個人 ・ 法人
- 4 落札金額

入札保証金還付依頼書

年 月 日

(宛 先)
大津市長

入札者 住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先
住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先

印

代理人 住 所
氏 名
(法人・団体にあつては
社名及びその代表者名)
連絡先

印

下記の金額を 年度第 回市有地売払一般競争入札保証金として納付いたしました
が、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金
を下記の口座に振り込んで下さい。

なお、返還につき、入札終了後に 4 週間程度の期間を要することについて異議はありま
せん。

入札保証金額 ￥ 円

物件番号

振 込 口 座	金融機関名		銀行・金庫 農協		本店・支店・出張所 本所・支所	
	預 金 種 目		1 普通預金		2 当座預金	
	口 座 番 号					
	口座名義人		カナ			
		漢字				

※記入上の注意

- ① 依頼人と口座名義人は同一人にしてください。
- ② 印鑑は入札書と同一のものを押してください。(シャチハタ®は不可)
- ③ 口座名義人には必ずフリガナを記入してください。

(裏 面)

入札保証金を大津市に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「領収書」のコピーをご自分でとっていただき、下記に貼り付けてください。なお、貼り付けるときは、周囲を糊付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金納付済の「領収書」のコピー貼付箇所

土地売買契約書（案）

1 売買土地

所 在	地 番	地 目	地 積
			m ²

2 売買代金 金 円

売出人 大津市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）との間に、頭書の売買土地（以下「売買土地」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、その所有する売買土地を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に支払うものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を還付する。ただし、乙が第1項に定める契約保証金を頭書の売買代金（以下「売買代金」という。）の一部に充当した場合には、この限りでない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金（前条第3項ただし書きの規定により契約保証金を売買代金の一部に充当したときは、売買代金から当該契約保証金を差し引いた額）を甲の発行する納入通知書により、 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売買土地の所有権は、前条の規定による売買代金の支払があった時に、乙に移転するものとする。

（売買土地の引渡し）

第5条 甲は、前条の規定により売買土地の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく乙に売

買土地を引き渡すものとする。

(所有権移転登記)

第6条 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、速やかに甲に対して売買土地の所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約の締結の時以降、当該土地が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対し、その滅失又はき損を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約解除をすることができず、又、売買代金の支払を拒むこともできない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、売買土地の引渡しを受けた後売買土地に直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、契約不適合を理由として、履行の追完、売買代金の減額及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合において、乙が契約不適合を発見し、引渡しの日（所有権が移転した日）から2年以内にその旨を甲に通知したときにあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである時は適用しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。

(2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時土地の売買に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（原状回復義務等）

第10条 乙は、この契約が解除されたときは、速やかに、売買土地を原状に回復して甲に返還するとともに、売買土地の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、現状のままで返還することができる。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 第2条第1項に規定する契約保証金は、前項の損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第12条 乙は、第10条の規定により売買土地を返還する場合において、売買土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（法令等の規制の遵守）

第13条 乙は、売買土地に係る法令（条例等を含む。）の規制を承知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買土地の利用に当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

第14条 この契約に関する訴えは、大津地方裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第15条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町3番1号

売出人 甲

大津市

大津市長

買受人 乙

不動産売買契約書（案）

1 売買土地

所 在	地 番	地 目	地 積
			m ²

2 売買建物（前項の土地上に存する全ての工作物等を含む。）

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積
				m ²

3 売買代金 金 円

売払人大津市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間に、頭書の売買土地及び売買建物（以下「売買物件」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、その所有する売買物件を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に支払うものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を還付する。ただし、乙が第1項に定める契約保証金を頭書の売買代金（以下「売買代金」という。）の一部に充当した場合においては、この限りでない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金の支払）

第3条 乙は、売買代金（前条第3項ただし書の規定により契約保証金を売買代金の一部に充当したときは、売買代金から当該契約保証金を差し引いた額）を甲の発行する納入通知書により、 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、前条の規定による売買代金の支払があった時に、乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく乙に売買物件を引き渡すものとする。

(所有権移転登記)

第6条 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、速やかに甲に対して売買土地の所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 売買建物の登記手続は、乙の負担において、乙が行うものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約の締結の時以降、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対し、その滅失又はき損を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約解除をすることができず、又、売買代金の支払を拒むこともできない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、売買物件の引渡しを受けた後売買物件に直ちに発見できない種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適さない状態があることを発見した場合においても、契約不適合を理由として、履行の追完、売買代金の減額及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合において、乙が契約不適合を発見し、引渡しの日（所有権が移転した日）から2年以内にその旨を甲に通知したときにあっては、この限りでない。

2 前条ただし書の規定は、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである時は適用しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。

(2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、

乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時土地の売買に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(原状回復義務等)

第10条 乙は、この契約が解除されたときは、速やかに、売買物件を原状に回復して甲に返還するとともに、売買物件の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、現状のままで返還することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 第2条第1項に規定する契約保証金は、前項の損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、第10条の規定により売買物件を返還する場合において、売買物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(法令等の規制の遵守)

第13条 乙は、売買物件に係る法令(条例等を含む。)の規制を承知の上、この契約を締結するものであることを確認し、売買物件の利用に当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 1 4 条 この契約に関する訴えは、大津地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 1 5 条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町 3 番 1 号

売出人 甲

大津市

大津市長

買受人 乙